

募集期間：令和2年11月16日月～令和2年12月18日金
お申込みは 刑務共済組合支部・所属所の共済担当者 まで

令和 **3** 年度 **総合保障プラン**

団体積立年金 **保険**

拠出型企業年金保険
(定期保険特約付)一時払退職後終身保険

＼ ゆとりある老後生活を送るにあたっていくら必要ですか?? /



ゆとりある老後生活費^{※1} ▶▶▶ 月額 約 **34.9** 万円

(公財) 生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」(月額平均)

高齢無職世帯公的年金給付額^{※2} ▶▶▶ 月額 約 **18.7** 万円

総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)平成30年(2018年)」

ゆとりある老後生活を送るための
不足例 ▶▶▶ 月額 約 **16.2** 万円

※1 夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費と経済的にゆとりある老後生活*を送るための費用の合計額
* ゆとりのための上乗せ額の使途: 「旅行やレジャー」「趣味や教養」「日常生活費の充実」等 (公財) 生命保険文化センターホームページ「老後の生活費はいくらくらい必要と考える?」より日本生命にて記載

※2 世帯主が60歳以上・2人以上の無職世帯の場合

この不足分を退職金などでまかなうこととなります。
退職金の計画的な運用と取崩しはなかなか難しいもの。
将来のことを考えると退職金だけでは不足してしまう可能性もあります。

つまり // **定期的にお金を受取ることができるしくみ、
刑務共済組合「団体積立年金保険」を積極的に活用してください。**



給付額試算表 税制適格プラン・一般プラン共通

掛金払込期間満了後の給付額はそれぞれ掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

●月払10口 10,000円加入の場合

積立期間	払込掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額*) *脱退時に一括で受取る金額	10年確定年金 基本年金月額
5年	60万円	約605,600円	(約5,300円)
10年	120万円	約1,246,300円	約10,900円
20年	240万円	約2,641,600円	約23,100円
30年	360万円	約4,204,800円	約36,800円
40年	480万円	約5,956,800円	約52,200円

- 積立金額・基本年金月額は、100円未満を切捨てた金額です。
- 一般プランの月払部分と期末払部分を合算した年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。
- 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来のお受取額をお約束するものではありません。
- 上記以外の金額については、パンフレット25ページの給付額試算表をご確認ください。

⚠️ ご加入のご検討に際しましては、パンフレット等にて必ず詳細をご確認ください。

退職一時金の有効活用について

団体積立年金保険(拠出型企業年金保険) 繰延制度・退職時一時払積増のご案内

今すぐ退職金・年金受取りが必要でない方は、ぜひご検討ください!

繰延とは...

年金受取を選択された場合に、掛金払込期間満了時の積立金を原資とした年金の受取開始を、1カ月単位で最長10年(ただし、年金受取開始日の年齢が満80歳を超えない範囲)まで繰延べることができる取扱いです。

繰延期間中は、所定の利率で付利されます。

※繰延期間中は、掛金のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。

退職時一時払積増とは...

退職時に一時金をお払込みいただくことにより、年金原資を積増す取扱いです。

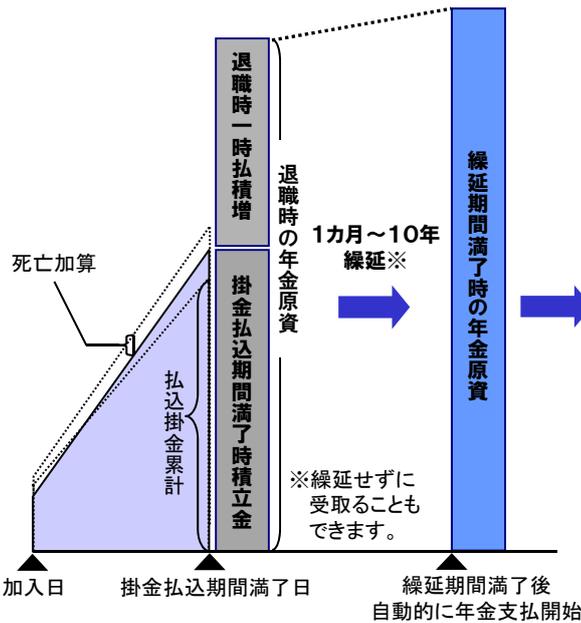
(パンフレット上の「掛金払込期間満了(退職)時一時払」をさします。)

退職後すぐに活用するご予定のない退職金等を積増し、年金受取総額を増やすことができます。

※お払込みいただいた退職時一時払掛金から制度運営費および保険事務費等を差引いた金額を積増すため、お払込み後早期に一時金受取りをされた場合、受取額がお払込みいただいた掛金額を下回ることがあります。

■年金受取額例

- 掛金払込期間満了年齢 60歳(男性)
- 掛金払込期間満了時積立金額 約1,000万円



●繰延期間満了後の給付内容

※下記以外の年金種類もあります。詳細はパンフレットをご確認ください。

A. 10年確定年金コースの場合 (10年間繰延を行った場合)

10年間、ご加入者に年金をお支払いします。



■給付額

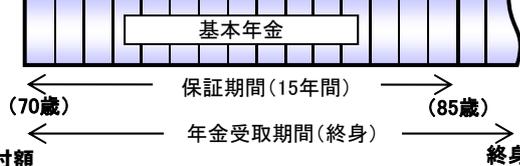
	積増なしの場合<①>	1,000万円積増した場合<②>	差額<②-①>*3
年金月額*1	約 98,000円	約 194,800円	約 96,800円
受取総額*2	約 11,768,200円	約 23,385,300円	約 11,617,000円

(ご参考)繰延・積増なしの場合 年金月額 約87,600円 受取総額 約10,523,200円

B. 15年保証期間付終身年金コース (10年間繰延を行った場合)

15年間、ご加入者に年金をお支払いします。

保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお支払いします。



■給付額

	積増なしの場合<①>	1,000万円積増した場合<②>	差額<②-①>*3
年金月額*1	約 58,600円	約 116,400円	約 57,800円

(ご参考)繰延・積増なしの場合 年金月額 約40,600円

*1 100円未満を切捨てた概算額を記載しております。

*2 年金月額(100円未満切捨て前(円単位)の額)に年金受取月数を乗じた後、100円未満を切捨てた概算額を記載しております。

*3 ①積増なしの場合、②積増した場合ともに、金額はそれぞれ100円未満切捨て前(円単位)の額にて減算(②-①)した後に、100円未満を切捨てた概算額を記載しております。

＜当ご案内に記載の給付額について＞

- 当案内に記載の給付額は次の(1)～(3)およびその他の条件に基づき計算しています。そのため、例えば、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(令和2年7月29日現在)および引受割合(令和2年7月29日現在)に基づき計算しております。
 - この保険契約における令和2年4月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
 - 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。
 - 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
 - 年度途中(令和3年4月1日～令和4年3月31日)で脱退された場合、その年の配当金はお受取りにできません。
 - 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込掛金の合計を下回ることがあります。
 - 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金の合計を下回る期間が新たに発生することがあります。
- ◆この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

■お手続き

1. 「退職者コース選択のご案内」をお確かめのうえ、ご希望の年金種類、繰延期間、退職時一時払掛金額、年金受取口座などをお決めください。

●取扱内容

- (1) 退職時には、退職時一時払積増ができます。1口あたり5,000円とし、各プラン最低1口以上最高2,000口までとなります。(1口あたり25円の制度運営費が含まれます。なお、掛金から制度運営費を引いた金額が保険料です。)
- (2) 繰延期間中は、年金種類や繰延期間の変更ができます。
ただし、繰延期間は年金受取開始日の年齢が満80歳を超えない範囲とし、1カ月単位で10年を限度とさせていただきます。
税制適格プラン、一般プランの両プランに加入されているご加入者について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両プラン同一となります。一方のプランを一時金で受取することはできません。
- (3) ご加入者が繰延期間中に死亡されたときは、ご遺族に年金原資を一時金でお支払いします。
- (4) 繰延期間中に配当金が生じた場合は、年金原資の積増にあてられます。

●留意点

- (1) 加入年数が短い場合、在職中の積立金だけでは年金原資が不足する場合がありますので、年金受取りをご希望の方はご退職時に一時払掛金をお払込みいただくことをおすすめします。
- (2) 退職時一時払掛金からは制度運営費および保険事務費等が差引かれます。そのため、お払込み後早期に一時金受取りをされますと、受取額がお払込みいただいた掛金額を下回ることがあります。

2. 給付金請求書、コース選択確認書をご記入ください。

- ・給付金請求書、コース選択確認書のご記入にあたっては、「退職者コース選択のご案内」をご参照ください。

3. 退職時一時払掛金を団体指定の口座へお振込みください。

- ・退職時一時払掛金は、ご退職後速やかに団体指定の専用口座へお振込みください。
(なお、お振込み時の送金手数料はご加入者でご負担ください。)

お手続き完了後、生命保険会社から「年金証書」または「年金受給待期者証」および諸手続きを記載した「年金受給のしおり」または「年金受給待期者のしおり」が郵送されます。
年金支払開始時期は「年金証書」に記載されています。
(年金受取開始の繰延を選択された場合は、所定の繰延期間経過後、自動的に年金支払いが開始されます。)

■ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先> 刑務共済組合本部 TEL:03-3580-4111 (内線 5632)
- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-924
※お問合せの際には、記号証券番号(970-99320)をお申し出ください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。)】
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※ご検討に際しましては、お配りしたパンフレット等にて必ず詳細をご確認ください。